

緊急患者搬送に係る航空機の派遣要請について

9 月 2 日 (土) 20 時 42 分、隠岐広域連合消防本部から緊急患者搬送に係る航空機の派遣要請があり、島根県は第八管区海上保安本部長に対して下記により派遣の要請を行いました。

記

- 1、要 請 日 時 令和 5 年 9 月 2 日 (土) 22 時 00 分
- 2、要 請 機 関 名 第八管区海上保安本部
- 3、要 請 理 由 緊急に高次医療機関へ搬送を必要とする患者が発生し、患者搬送要請がありましたが、防災ヘリコプターは耐空検査中により運航不能であるため、第八管区海上保安本部へ要請し受諾して頂きました。
 なお、島根県警ヘリは機体不具合のため運航不能。ドクターヘリは運航時間外のため運航不可。
- 4、要 請 資 機 材 等 航空機 1 機 (MA726 みほわし 1 号) 及びその要員
- 5、要 請 元 医 療 機 関 隠岐病院
- 6、輸 送 経 路

(第八管区海上保安本部美保航空基地) 離陸 2 3 時 1 2 分



輸 送 元 側 (隠岐空港) 着陸 2 3 時 3 5 分
 離陸 0 0 時 0 2 分



(第八管区海上保安本部美保航空基地) 着陸 0 0 時 3 2 分

【参照】本年 実績内容(緊急患者搬送)

輸送実施機関		搬送回数	患者数	その他回数 (血液等)	不搬送回数	合 計
防災ヘリコプター		3 8	3 8	—	1	3 9
航空自衛隊美保基地		4	4	—	—	4
第八管区 海上保安本部	航空機	8	8	—	—	8
	巡視船	—	—	—	—	—
その他機関		3	3	—	—	3
合	計	5 3	5 3	—	1	5 4

(今回を含む。)